

## 《修士論文報告》

母子生活支援施設におけるDV被害母子が抱える困難と有効的な支援について  
—施設職員へのインタビュー調査からの考察—

清水 菜穂子

## 1. はじめに

近年、子どもの目の前で暴力を振るうことが心理的虐待のひとつと認定されたことで、心理的虐待の虐待相談は増加がみられ、ドメスティックバイオレンス（DV）と児童虐待の関連性に焦点を当てた支援が求められている。

2022（令和4）年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、122,211件であり、相談実人員のうち39,213人に同居している18歳未満の子どももいること、その内67%の子どもの虐待があることが報告された（内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」2024.1.11アクセス）。また、2022（令和4）年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数219,170件のうち、心理的虐待が全体の59.1%を占めており、子どもの前でDVが行われること（面前DV）による心理的虐待通告がみられる（子ども家庭庁「児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」2024.1.11アクセス）。このような状況からも、DV相談と児童虐待対応の双方からDV家庭における児童虐待が表面化してきており、DV被害者やその子どもに対する一体的な支援の充実が課題といえる。

母子生活支援施設以外の社会福祉施設では家族から離れて個人で生活するが多いが、母子生活支援施設は母子で生活することができる。そのため、DV被害を受けた母子を一体的に支援できる一方で、母子関係の構築や母親と子どもを同時に支援する上での課題が生じやすいといえる

。DVと児童虐待の関連性が指摘され、母子に対する一体的な支援が求められる中で、被害を受けた母親と子どもの両方への支援課題を明らかにすることは有効であると考えられる。

そのため、本研究では、DVと児童虐待との関連性に焦点を当て、母子支援員へのインタビュー調査から、暴力関係を脱した後の被害母子に生じる困難、支援をする上で支援員が感じる課題・困難感について論じる。また、支援がうまくいった事例のプロセスと要因から今後の被害母子への支援のあり方について考察する。

## 2. DV被害の実態

## 2-1. DVが母子に与える影響

## ①母親が受ける影響

DV被害によって母親が受ける影響としては、先行研究から「身体・行動面への影響」「精神面への影響」「感情面への影響」に分けることができた。

「身体・行動面への影響」として身体的外傷被害に加え、アルコール・薬物依存などの物質依存がみられる場合がある。身体的外傷被害としては睡眠、摂食、胃腸障害から頭痛や呼吸困難まで、様々な症状が起こり得る（尾崎2005）。また、長期にわたり身体的暴力を受けている場合は、痛み感覚が麻痺し、加害者から離れて安全な場所で安心できた時に傷が痛みだして初めて被害に気づく場合も多い（春原2011）。アルコール・薬物依存は、DVやそれに関わる諸事情の辛さを忘れよ

うと酒を飲んでいるうちに依存する場合と、加害者に強制的に飲まされている間に依存するようになる場合の2つのパターンが挙げられる(尾崎2005)。特に、アルコール依存がみられるDV被害者は、アルコールによって気分が高揚し、加害者に攻撃的になることで、身体的危害をより一層加えられて重傷を負わされることも指摘されている(森田2001)。

「精神面への影響」として、DV被害者に最も多い精神健康障害はうつ病とPTSDであるとされているが(Golding 1999)、その他にも自殺傾向、不安障害、身体化障害などの症状がしばしばみられることも指摘されている(加茂2010)。

「感情面への影響」として、自尊心の喪失・自責感、判断力の低下、孤立感が挙げられる。DVによる支配は被害者の生活や人格全般などの広い範囲に及び、被害者の主体性や自尊心、行動力を奪う(西澤2010)。これによって母親が無力化されることで自尊心が低下して自信を失ったり、加害者の支配に任せる生活が続くことで判断力や決断力が弱まったりする場合がある。また、加害者が周囲の人との関係を断つ方向で働きかけることで支配を強める側面がある場合や、母親が被害を一人で抱え込んでいる場合に孤立感が生じることも指摘されている(春原2011)。

## ②子どもが受ける影響

DV被害によって子どもが受ける影響としては、先行研究から「行動面・発達面への影響」「情緒面への影響」「価値観・考え方への影響」に分けることができる。

「行動面・発達面への影響」としては、子どもが加害者に同一化し、加害者の行動から暴力を学ぶことで暴力・攻撃性がみられることが報告されている(打越2018)。具体的には、加害者と別居し、生活が落ち着いてきたころに回復の途中で暴力を表出するケースや、挨拶の代わりにコミュニケー

ションとして暴力を表出するケース、困ったことが起こった際に解決方法として意図的に暴力を選択するケースが指摘されている(春原2011)。また、家庭が子どもにとって居心地の悪い場所であることや他者への不信感、自分自身をおとしめようとすることから非行行動をとる場合(春原2011)、精神的なストレスが蓄積されうつ状態となることで、不登校やひきこもりがみられる場合もある(Emily Berger 2022)。その他、安心感のない環境にいたことで言語による表現が苦手であったり、学業に集中できなかつたりするなど、言葉・学習への影響がみられる場合もある(春原2011)。

「情緒面への影響」としては、暴力の原因が自分にあると感じて自分を責めたり、暴力を止められない自分に対して無力感を感じたりすることが報告されている(石井2009)。また、暴力が日常的にある緊張感の高い環境にいて、不安や緊張を感じ、物音に敏感になる、リラックスして眠れなくなる、食欲が減退するなどの反応が起こる場合もある(春原2011)。その他、DV被害を受けることで、母親が子どもの気持ちに答えられず、子どもが孤立感を感じる場合や(春原2011)、DVを目撃することによる再体験・侵入、回避・麻痺、過覚醒などのトラウマ反応がみられることも指摘されている(森田2010)。

「価値観・考え方への影響」としては、暴力と常に隣り合わせの環境に置かれていたことで、暴力や支配に関して誤った学習をすることが指摘されている。春原(2011)は子どもがDVを目撃することで「暴力の正当化」「母親の自業自得」「男性は女性よりも優れている」「愛情があるから支配する」という4つの価値観を学習すると示している。また、これらを学習し、誤った価値観が定着していくと、その後の人間関係の中でも、同じような考えに基づく行動をとってしまう危険性も報告されている(山下2021)。

### ③母子関係への影響

DV被害によって母子関係に生じる影響としては、先行研究から「母親としての権威の失墜」「愛着関係への影響」「母子の役割が逆転する」「子どもが母親から距離をとる」に分けることができた。

「母親としての権威の失墜」とは、DVによって母子間にあるべき母親としての権威を損ない、母子関係に影響が生じることを指す。母親が父親からの暴力によって無力化され、本来であれば適切に機能できるはずの母親としての能力が奪われる(西澤2010)。母親の権威がおとしめられることで、子どもは母親が愚かで劣った存在であり、加害者よりも弱い立場にあると学習し、安全や安心に基づいた母子の結びつきが弱くなることが指摘されている(Bancroft2004)。

「愛着関係への影響」とは、DVによる多様なダメージから母子が安定した愛着関係を築くことが難しくなることを指す。母親は自己の傷つきに精一杯になり、子どもの傷つきや苦しみに関心を向けられなかったり、見過ごしてしまったりする場合がある。子どもはこのような状況下で不安や自己の傷つきを一人で抱え込むことになり、母親から守られているという感覚が薄れていくことで母親との間に情緒的な絆が成立しにくくなっていく(春原2011)。

「母子の役割が逆転する」とは、DV被害を受けた母子の間で様々な形の役割逆転がみられることを指す。具体的には、子どもが母親の様子を心配し、励ます、心配事の聞き手になるなど母親を保護する役割を担ったり、そのことを自分の責任として感じたりする場合や、母親を傷つけるものと直接対峙をしたり、家事など母親が担うべき養育の役割を担おうとしたりするなどの役割逆転がみられることが指摘されている(春原2011)。

「子どもが母親から距離をとる」とは、DVの責任が母親にあると捉えている場合や母親側につくと父親からひどい仕打ちをされると考えているな

どの場合に、子どもが母親と親密でいたいと思いつつも距離を置こうとすることを指す(春原2011)。またこの他にも、子どもが加害者の母親を見下す態度を取り込むことで、母親と一緒にいることを恥ずかしく感じるようになり、母親との間に距離ができる場合や、これまでの経験から母親が自分を守ってくれなかったと感じ、距離ができる場合がある(Bancroft 2004)。

## 2-2. 加害者から離れた後に生じる困難

### ①母親に生じる困難

DV被害によって受けたダメージは加害男性から離れた後も残り、母子に影響を及ぼし続ける。加害者から離れた後に母親に生じる困難としては、先行研究から「養育機能の不全」「抑えていた被害の表出」が挙げられた。

「養育機能の不全」として、加害者の支配から離れた後の母親には養育機能の低下がみられることが指摘されている。加害者はDVによって母親を無力化し、子どもを巻き込んで母親の権威をおとしめるような関わりを続ける。このような状況を生き抜いてきたことで、母親は自分の被害への対処で精一杯になり、子どもの養育を十分に行えないでいる場合も多い(春原2016)。

「抑えていた被害の表出」として、加害者から離れて支配から脱し、安全な生活を送れるようになってから、それまで抑えていたものが表出する場合がある。具体的には、生活が落ち着いてきたときに何らかのきっかけで加害者から受けたひどい仕打ちを思い出したり、DVの記憶が蘇ったりすることで、過呼吸などの症状がみられるなどが指摘されている(春原2011)。

### ②子どもに生じる困難

加害者から離れた後に子どもに生じる困難として、先行研究から「不安な感情の表面化」「喪失体験」が挙げられる。

「不安な感情の表面化」とは、子どもが加害者の元を離れ、新たな環境で生活することに対して複雑な感情を抱くことを指す。子どもは安全な環境に來られたことで一時的に安心するが、規律を守らせていた父親がそばになくなることによって、これまで抑えてきた怒りや不安などの感情を一気に表出する場合がある。また、次第に父親を恋しく思うようになり、元の家族に戻りたいという気持ちを強めることで、母親が父親と別れて家族をバラバラにしたと感じ、母親を怒ったり責めたりすることが指摘されている (Bancroft2006)。

「喪失体験」とは、加害者から離れ、生活環境が一変することで自分の身近にあったものから離れるという体験のことを指す。春原 (2011) は、子どもがこれまでの環境を離れることで、父親の存在、住居、学校などを失うことによる喪失感を感じると指摘している。また、DV被害の影響から生じる罪悪感、孤立感、怒りによって喪失感がさらに強くなることも報告されている (Bancroft2006)。

### ③母子関係に生じる困難

加害者から離れた後に母子関係に生じる困難として、先行研究から「支配関係の再現」「加害者を子どもに投影する」という特徴が挙げられる。

「支配関係の再現」とは、長い間暴力による支配を受けていたことで、安全な環境に移ってから新たな支配関係を築いてしまうことを指す。この関係性は母親から子どもへの暴力や子どもから母親への暴力という形で表面化される。母親から子どもへの暴力では、子どもが将来父親のような暴力的な人間になるのではないかという不安から父親に重なる子どもの言動を矯正しようと支配的になる場合や、母親がDVによって低められた権威を回復しようと子どもへの権威主義的なかわりを強める場合が指摘されている (春原2011)。子どもから母親への暴力では、子どもが加害者に変

わってその役割を演じる場合や加害者から学習した暴力を再現する場合があることが指摘されている (Bancroft2004)。

「加害者を子どもに投影する」とは、加害者から離れてしばらく経ち、母親の回復がみられてきた頃に子どもの姿が加害者と重なり、母親の心情が非常に複雑になることを指す。母親が子どもに加害者を投影することで、子どものことを疎ましく思ったり、子どもの姿を見ると気分が悪くなったりする場合があります、子どもと距離を保つようになることがある。子どもはなぜ時々母親から冷たくされるのか理解できず、不安な気持ちを募らせる (春原2011)。これにより、母子関係の発展が阻害され、安定的な母子関係の構築が困難になるといえる。

以上のことから、DV被害を受けた母子は身体面や行動面、感情面、情緒面など様々な側面から被害を表出し、加害者から離れた後にもその被害に苦しみ続けることが分かる。そのため、加害者から離れた後に、安全な環境で安定した生活を送ることや母子が共に適切な支援を受けることは被害母子の回復にとって非常に重要であると考えられる。

このことを踏まえ、実際にDV被害母子に支援を行う母子支援員に対して、加害者から離れた母子に生じる実際の課題やそれに対して職員が意識している関わり、支援がうまくいった事例についてインタビュー調査を行い、被害母子に対する有効的な支援について考察を行う。

## 3. 職員から見た母子生活支援施設入所母子の課題・支援プロセス

### 3-1. 調査の目的

調査の目的としては、DV被害によって母子生活支援施設に入所した母子が加害者から離れた後に生じる課題について明らかにするとともに、実

際に被害母子に直接的な支援を行う母子支援員が意識している関わりについて明らかにすることで、加害者から離れた後の被害母子に対する有効的な支援について検証することである。

### 3-2. 調査の方法

関東近辺A市にあるB母子生活支援施設の職員2名を対象とし、半構造化面接によるインタビュー調査を行った。調査時期は2023年10月30日で、インタビュー時間は一人あたり約60分である。インタビューデータは調査対象者の了承を得てICレコーダーで録音を行った。B母子生活支援施設の入所者の特性として、入所者の約9割がDV被害を受けており、それ以外の事情から入所した人も同様の状況に置かれていたケースが多い。

分析対象者2名（母子支援員A・母子支援員B）の調査時の年齢は、40代であり、いずれも女性である。母子支援員Aの経験年数は4年で、保有資格は、社会福祉士・精神保健福祉士である。母子支援員Bの経験年数は7年で、保有資格は、社会福祉士・精神保健福祉士・保育士である。

質問項目は、①母子生活支援施設で生活している母子の課題についての職員の認識、②施設に保護された後の母子支援における課題、③母子関係に回復がみられた事例について、④支援員が母子を支援する上で気を付けていることの4つの項目からインタビューを行った。

### 3-3. 結果

(1) 母子生活支援施設で生活している母子についての職員の認識

#### ①母親の課題

母親の課題としては、「生活のしづらさ」「すべてのつながりを捨ててくる」「子どもとの密着関係がある」「できていたことができなくなる」「他者に対して依存的」という特徴が示された。

「生活のしづらさ」とは、精神的・知的・能力

的な面での課題、被虐経験など、成育歴の問題を抱えていることを示す。これにより、生活力などの経験不足がみられ、周囲に頼れる存在がいないことによって孤立が深まる。これらは結果的に母親の不安感を強めることに繋がる。

「すべてのつながりを捨ててくる」とは、加害者が追いかけてくる危険性からスマホや友人関係など今までのつながりを一度リセットしなければならないことである。「被害者なのになぜ自分が全部捨ててこなければいけないのだろう」と戸惑う被害親も多く、入所に対して葛藤が生まれる。

「子どもとの密着関係がある」とは、母子関係に共依存的な密着がみられることを指す。DV環境を母子で過ごしてきたことにより、子どもの主張を聞きすぎる、どこに行くにも子どもを連れていく、コミュニケーションツールとして子どものコミュニケーション力を使うなど、様々な形で密着がみられる。

「できていたことができなくなる」とは、家事などの入所時にできていたことが入所後できなくなることである。これにより、母親はできていたことができなくなることへの葛藤を感じる場合がある。一方で、安心・安全な環境に來られたことで、安心感を得られるようになったという母親の心境の変化の表れでもあり、入所時よりも緊張感が弱まってきた状況とも捉えられる。

「他者に対して依存的」とは、長い間抑圧された環境に置かれていたことで自信を喪失し、自己決定ができないなどの他者への依存的な様子が見られることを指す。泣いて職員を求めたり、すべての決定権を委ねたりする様子が見られる。母子支援員は、被害母子にとって身近な存在であるため、母子支援員への依存的な関わりが課題となることもある。

#### ②子どもの課題

子どもの課題としては、「適切な養育環境でな

い」「母親の葛藤を子どもがみている」「急いで大人にならなくてはいけない」という特徴が示された。

「適切な養育環境でない」とは、子どもが親の不安や不安定さを感じ取り、子どもが子どもらしくいられる環境にないことを指す。

「母親の葛藤を子どもがみている」とは、環境の変化による母親の葛藤や夫が追いかけてくるかもしれないことへの母親の不安など、母親の不安定さを子どもが目当たりをすることを指す。子どもたちは日々の母親の気持ちの変化や葛藤を常を感じ取って生活している。そのため、母親の不安が子どもに伝わることで母親だけでなく子どもの生活も荒れてくる場合や、逆に、母親の笑顔が見られることで子どもも笑顔で過ごせるようになる場合がある。このように、母親の葛藤を日々目の当たりにしていることで、母親の影響を子どもが受けやすい状況にあることが示された。

「急いで大人にならなくてはいけない」とは、子どもが母親の困難さや不安定さを目撃していることで、子ども自身が母親を助けようと大人のような行動をとることを示す。例えば母親が外国籍の場合に、母親の言葉の壁を埋めるために語学の勉強をするなどである。子どもが母親に代わって早く大人にならなければならない状況に置かれる

ことにより、子どもが子どもらしくいられる時間が少なくなるという課題が生じる。

### (2) 母子関係に回復がみられた事例

母子関係に回復がみられた事例の調査結果については、インタビューデータから、プロセスに関するものと要因に関するものに分けることができた。

#### ①プロセス

回復がみられた事例のプロセスは、「施設入所時」「施設内での安心した生活を開始する時期」「退所に向けた支援をする時期」「退所後のアフターフォロー」の4つの時期に分類できた。

「施設入所時」は、施設内で暮らし始めた時期のことを指す。この時点では居場所を知られないため、施設内の保育を利用し、母親も外での仕事ができないことから母子共に施設にいる段階である。この時期には職員が安心安全な環境であるということを伝えたり、生活の中で怒鳴られない環境であるということを母子が認識したりすることで母と子が施設で安心して過ごせるように関わる。

「施設内での安心した生活を開始する時期」とは、子どもが外部の保育所を利用し、母親も働き始める時期のことを指す。離婚が成立する、子

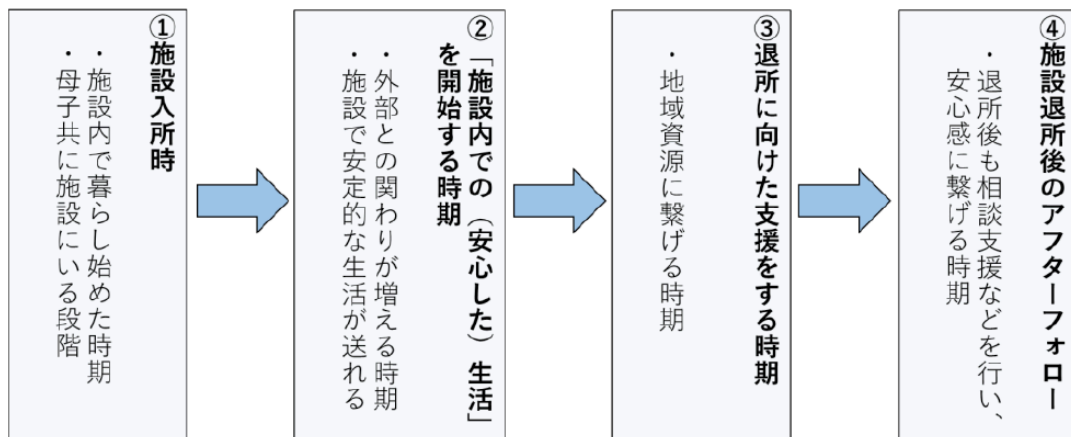


図1-母子関係に回復がみられた事例：プロセス（インタビューデータから筆者作成）

もが地域の保育所に通えるようになる、母親が働けるようになる等、外部との関わりも増え、施設内で安定した生活を送れるようになる。

「退所に向けた支援をする時期」とは、母子が退所後も地域で孤立せず生活できるよう、地域資源に繋げる時期のことを指す。施設だけでなく、保育所や小学校、中学校、子ども家庭支援センターなど地域でのネットワークを構築することで退所後も孤立せず、周囲に頼れる環境を整えて退所を目指す段階である。

「退所後のアフターフォロー」とは、退所後も施設での相談支援などを行い、安心感に繋げる段階のことを指す。施設でも世帯の見守りを継続しつつ、困った時の相談先があるという認識を伝えていくことで退所後も施設を頼れるような環境をつくる段階である。この働きかけによって母子を孤立させず、いつでも相談できる場所があるという安心感を与えることにつながる。

## ②支援がうまくいった事例に関連する要因

うまく回復がみられた事例に関する要因として、母親自身に関する部分と資源に関する部分に分けることができた。

母親自身に関する部分として「母親の自立度が高い」「健康度が高い」「外部に頼れる力がある」ことが示された。

「母親の自立度が高い」とは、母親自身が周囲の資源を上手く使いながら自立した生活ができることを指す。もともと自立度が高かった人でも、長期間DV環境にいたことで、本来の力が抑え込まれている場合もあり、本人の回復力を高めるかわかりが重要となる。

「健康度が高い」とは、精神的、知的、能力的な面での健康度が高いことを示す。DV環境に置かれていたことで、不安感や自尊感情の低下など母親の健康状態が損なわれている場合があり、回復に向けて、母親自身の健康度の回復も目指す必

要がある。

「外部に頼れる力がある」とは、外部の資源を自分で使いこなしたり、施設退所後も自ら助けを求められたりする力のことを指す。

資源に関する部分として「金銭面での資源がある」「人的資源がある」ということが挙げられた。

「金銭面での資源がある」とは、退所後もお金に余裕がある、就業先があることで安定した収入を得られるなど金銭面での安心感をもてるような環境があることを指す。

「人的資源がある」とは、退所後も周囲に頼れる人がいることを指す。これまでの人的資源としては実家や親族、友人などが挙げられたほか、新しいパートナーや新しい職場での人間関係など新たな人的資源によって回復がみられた事例も語られた。このことから、人的資源は様々であるが、施設退所後にも周囲に頼れる存在があることで、母子が孤立せずに安心して地域で暮らすことに繋がると考えられる。

## (3) 支援員が被害母子を支援する上で気を付けていること

施設に保護された後の被害母子が抱える課題に対し、回復を促せるような母子支援員の関りとして「母子の希望や自己決定の尊重」「方法の提案」「母親と職員が協働し、良い方向づけをする」「チームで関わる」「経験を増やす関わり」の5つのカテゴリーが示された。

「母子の希望や自己決定の尊重」とは、職員が先回りせず、子どもや母親自身がどうしたいかという本人の意思を尊重した関りのことを指す。長期間DV環境にあった母子は、依存的な特徴が見られ、何でも職員に決めてもらおうとする場合がある。そのため、本人の意思を尊重し、本人が自分のこととして捉えられるような関わりが重要であると示された。

「方法の提案」とは、自己決定ができないなどの場合に本人の希望を聞いたうえで、選択肢を提示し、自己決定を促す関わりを示す。自分で最終決定できる機会を増やすことで退所後も自己決定ができるように促すという関わりが語られた。

「母親と職員が協働し、良い方向づけをする」とは、母親の意思を踏まえて職員と母親が協力しながら回復を目指す関わりを示す。母親と協働することで、母親の不安感を軽減し、前向きに自分で選択できるよう促すという関わりが示された。

「チームで関わる」とは、一人の職員が依存対象にならないように施設の職員が誰でも対応できるような環境をつくることである。担当職員以外でも対応できるように、職員間での情報共有をこまめに行うほか、母親と子どもに保育士や心理士など状況に応じて様々な職員が対応することを伝えることで一人の職員だけに固執しないような関わりを意識していることが示された。

「経験を増やす関わり」とは、施設でのバーベキューや旅行、キャンプなどの行事を通して母子では経験しづらい経験を増やす関わりを示す。被害母子は生活力や経験の不足がみられることがある。そのため、様々な行事を通じて母子の経験値を上げられるよう関わることを示された。

#### 4. 調査結果から示唆される入所母子への影響と有効的な支援についての考察

##### 4-1. 入所母子が受ける影響と支援のあり方

インタビュー調査から、施設に入所し、加害者から離れた後の母親にみられる特徴として、「子どもと密着関係がある」「他者に対して依存的」など周囲に対して依存的な特徴と「すべてのつながりを捨ててくる」「できていたことができなくなる」など母親の不安定さについての特徴が多く語られた。周囲に依存的な母親に対しては、「母

子の希望や自己決定の尊重」「方法の提案」「チームで関わる」という職員の関わりが対応していることが示された。「母子の希望や自己決定の尊重」「方法の提案」では、職員が先回りせず、子どもや本人がどうしたいかという本人の意思を尊重して関わる、選択肢を提示して自己決定を促すなど本人の意思を大切にした関わりを展開することで、被害者がDVによって削がれてきた主体性の回復につながると考えられる。「チームで関わる」という関わりでは、施設の職員が連携して被害者に関わることで、一人の職員が依存対象にならないような環境をつくるのが期待できる。以上のことから、周囲に依存的な母親に対しては、職員間で連携して関わり、本人が自己決定できる機会を増やしていくことが有効的であると考えられる。

母親の不安定さに対しては、支援者が被害者の喪失感や不安を理解して関わっていく姿勢が求められると示された。今回の結果からは、特に、「母親と職員が協働し、良い方向づけをする」という職員の関わりが、母親の不安定さに対応していると考えられる。母親と話し合い、出来る支援を提示して見通しを立てたり、良い方向づけをしたりすることで、喪失感や不安を抱えていた母親が前向きに今後について捉えるきっかけにもなる。このことから、これまでとの生活環境の変化などによって母親が抱える不安定さを支援者が理解し、前向きな働きかけをすることが重要であるといえる。

施設に入所し、加害者から離れた後の子どもにみられる特徴としては、特に、DVによって不安定な状況にある母親を日常的に目撃することによる子どもへの影響が多く語られた。「母親の葛藤を子どもたちが見ている」と示されたようにDV被害を受けた母親の不安定さを子どもたちが目撃していることで、母親の心身状態の影響を受けやすい状況にあることが分かる。また、「急いで大



人にならなくてはいけない」と示されたように、傷ついた母親を助けようと大人のような振る舞いをするようになったり、母親を心配して話の聞き手になったりする特徴が示された。これにより、子どもが子どもらしくいられる時間が無くなるのが課題となる。そのため、支援者は、安定しない母親を目撃することによる子どもへの影響を理解した上で、母子がそれぞれの時間を過ごせるように関わる必要があると考えられる。

#### 4-2. 被害母子の主体性を高めるかわり

これまでの研究によると、母親はDV被害を受けることで、自分に自信を無くし、無力化され、判断を加害者に委ねるようになることがある。また、被害を受けた子どもも無力感や罪悪感から引きこもりがちになったり何事もやる気がなくなったように見えたりする場合がある (Bancroft 2004, 西澤 2010, 春原 2011)。今回のインタビュー調査でも、加害者から離れた後に母子に生じる影響について確認できた。

一方で、インタビュー調査で語られた回復がみられた事例として、「自立度が高い」「健康度が高い」「外部に頼れる力がある」という特徴が示された。いずれも被害母子の回復の過程で重要なものであるが、中でも「外部に頼れる力がある」という特徴は、施設退所後に必要な社会資源にアクセスしたり、自ら助けを求めたりするために必要であり、特に重要な要素であると考えられる。DV被害者は、これらの要素をもっていてもDVによる被害の影響から本来の力を抑え込まれている場合がある。そのため、本人が自信を取り戻し、主体性をもって行動できるよう関わりが必要となる。

今回の調査結果からは、「母子の希望や自己決定の尊重」と「経験を増やす関わり」が本人の主体性を高める上で有効的ではないかと考えられた。「母子の希望や自己決定の尊重」では、最終

的に本人が自己決定できるよう職員がサポートすることで、自分で主体性をもって決断する経験を積むことができる。また、「経験を増やす関わり」では、母子だと体験できないような行事を職員と一緒に体験することで、被害母子の経験値を増やすことができ、本人の自信につながる。このような経験を重ねることによって自分に自信が付き、自ら主体的に行動できるようになるのではないかと考えられる。

被害母子が主体的に行動できるようになることは、施設退所後の生活を安定させる上で欠かせない要素であるといえる。以下で述べるアフターケアの強化においても、被害母子が自ら社会資源を活用できて初めて社会資源の充実が意味を成すこととなる。そのため、退所後の周囲の環境を整えるとともに、本人が自分から必要な資源にアクセス出来るような本人の主体性を高めることが必要であると考えられる。

#### 4-3. アフターケアの強化

母子生活支援施設は、母子の自立に向けた支援を行い、施設退所後も母子が地域で安定した生活を送れるよう働きかける役割がある。そのため、被害母子を社会資源と繋げるなどのアフターケアの充実は非常に重要な支援であるといえる。インタビュー調査でも、回復がみられたケースには、周囲に活用できる「金銭面での資源」と「人的資源」があったことが示されている。

調査結果で示されるように、「金銭面での資源」があることは、被害母子の自立にとって非常に重要となる。厚生労働省による『生活保護の被保護者調査（令和5（2023）年3月）』によると、生活保護を受けている母子世帯は6万5,021世帯であり、母子世帯の20人に1人が生活保護を受けているという現状がある。施設を退所しても、金銭面が安定しないことで、母親が不安を感じ、加害者の元へ戻ってしまう可能性も考えられる。そのた

め、施設に入所している時から就労に向けた支援を行い、施設を退所した後も地域に就業先があり、安定した収入を確保できる環境を整えていくことが重要であるといえる。

また、「人的資源」についても、母子が地域で自立した生活を送るために重要なものだといえる。DV被害を受けた母子は、加害者によって周囲との人間関係を断ち切られたり、被害を一人で抱え込んだりすることで母子共に孤立感を感じる人が多い。この孤立感は、施設入所後にも見られることがある。インタビュー調査で示されたように、施設に入所した母親が抱えている困難感のひとつに「すべてのつながりを捨ててくる」という課題がある。インタビューの中では、入所にあたりスマホをすべて解約する、中身を初期化する、夫に居場所がばれる可能性から親族を頼れないなど、加害者から離れるためにこれまでのつながりを捨ててこなければならぬ現実が示されている。これらは被害母子に大きな喪失感、孤立感を与えることが予想される。このような状況の中で回復を促すにあたり、「人的資源」は非常に重要となる。調査結果からは「人的資源」として実家や親族、友人、新しいパートナーが挙げられており、施設退所後にも頼れる存在ができることで母子が地域で孤立せずに安心感を持ちながら生活を送ることが期待できる。DV被害を受けた母子が抱える孤立感に対して、周囲に頼れる存在を作ること、周囲に頼っても良いことを母子に伝えることで、被害母子に何かあったときに孤立せずにいられるようにすることが必要だといえる。

## 5. おわりに

本研究では、母子生活支援施設の母子支援員にインタビュー調査を実施し、DV被害を受けた母子に生じる課題と有効的な支援について考察してきた。調査結果からは、先行研究でも示されていたような被害母子が抱える課題や困難感が確認で

き、加害者から離れて安全な環境に移った後にも被害に苦しむ現状があることが明らかとなった。このことから、被害を受けたその後の支援を行う母子支援員などの援助者は、DV被害の複雑さを理解したうえで、被害者の回復を促すことに加え、施設退所後の生活も視野に入れた長期的な支援が求められているといえる。

今回の結果はあくまで「施設職員から見た被害母子についての認識」であり、一面的であることが本研究の限界である。そのため、被害を受けた当事者である母子を含めた調査を行うことで、よりDV被害者のニーズに合った支援について検討していくことが今後の課題とされる。

最後に、本研究の調査主旨についてご理解いただき快く調査にご協力いただいた、母子生活支援施設の施設長ならびに職員の皆様に心から感謝の意を表したい。

### <本稿における参考文献>

- ランディ・バンクロフト/ジェイ・G・シルバーマン (2004).『DVにさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』幾島幸子(訳).金剛出版
- ランディ・バンクロフト (2006).『DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す お母さんと支援者のためのガイド』白川美也子/山崎知克(監訳),阿部尚美/白倉三紀子(訳).明石書店
- 打越さく良 (2018).『Q&A DV事件の実務 相談から保護命令・離婚事件まで』.日本加除出版
- 西澤哲 (2010).『子ども虐待 なぜ親が子を? 傷ついた心をどう癒すのか?』.講談社現代新書
- 森田ゆり (2001).『ドメスティック・バイオレンス～愛が暴力に変わるとき』.小学館
- 春原由紀 (2011).『子ども虐待としてのDV-母親と子どもへの心理臨床的援助のために-』.星和書店
- 春原由紀 (2016).『DVの母子関係への影響と支援の必要性について』『武蔵野大学心理臨床センター紀要』

16号, pp.13-17

jidougyakutai\_19.pdf

尾崎礼子 (2005) . 『DV被害者支援ハンドブック サバイバーとともに』 . 朱鷺書房

石井朝子 (2009) . 『よくわかる DV被害者への理解と支援』 . 明石書店

森田展彰 (2010) . 「ドメスティックバイオレンスと児童虐待 - 被害を受けた母子と加害男性に対する包括的な介入 - 」 『臨床精神医学』 39巻, 3号, pp.327-337

山下浩 (2021) . 「児童虐待としてのDV 」 『こころの科学』 No.219

加茂登志子 (2010) . 「ドメスティック・バイオレンス被害母子の養育再建と親子相互交流療法 (parent-Child Interaction Therapy : PCIT)」 『精神経誌』 .112巻, 9号

Emily Berger, Natalie Chionh, Amy Miko(2022) : School Leaders' Experiences on Dealing with Students Exposed to Domestic Violence. Journal of Family Violence, Vol.37, pp.1089-1100

Golding JM(1999) : Intimate partner violence as a risk factor for mental disorders : a meta-analysis, Journal of Family Violence, Vol.14, pp.99-132

#### <本稿における参考ウェブサイト>

内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等 (令和4年度分)」 (参照2024/01/11)

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/data/pdf/2022soudan.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2022soudan.pdf)

厚生労働省「生活保護の被保護者調査 (令和5年3月分概数)」 (参照2024/1/9)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2023/dl/03-01.pdf>

子ども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数 (速報値)」 (参照2024/01/11)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401\\_policies\\_](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_)